

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局総務部学事課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市高等学校等奨学金の返還猶予申請
概 要	教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が条例等に定める事由に該当する場合には、奨学金の返還を猶予することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例7号）第10条（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例（平成14年大阪市条例第48号）（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金貸与条例施行規則（昭和63年大阪市教育委員会規則第3号）第10条（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則（平成14年大阪市教育委員会規則第37号）（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置） 大阪市高等学校等奨学金返還債務取扱要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000469042.html)
審査基準	高等学校等奨学金の返還が猶予されるのは、奨学金の貸与を受けた者が災害、疾病その他やむを得ない事由（※1）により奨学金を返還することが著しく困難であると認められる場合です。 ※1「その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当するときです。 （1）失業及び廃業その他の事情により著しく収入が減少し、教育委員会が定める所得の基準（※2）に該当すると認められるとき （2）所在が不明であって、所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会など必要な調査を行ってもその所在が不明であるとき ※2「教育委員会が定める所得の基準」とは、次のいずれかに該当するときです。 （1）市民税所得割が非課税であるとき （2）申請日の属する年の1月1日において、前年（前年の所得が確認できない者については、前々年）の全所得が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍に相当する額以下であるとき
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	教育委員会事務局総務部学事課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	教育委員会事務局総務部学事課
ホームページ	
備 考	